議案第五六号

別紙の通り三朝温泉公館設置條例を制定するものとする 朝温泉会館設置條例制定について

三朝町長 坂出雅 હ

二年九月二十六日来書の公方り修正可決 東伯郡三朝町議會議長加藤

温 泉会館設置条 例

第一條 観光事業の振興と町民の福利を増進するため、温泉の大象化を図り、健全保養(設 置)

によって健康の増進に寄子し休せて町内外の集合の場として三朝温泉会館(以下会館と

「條(会館の名稱及び位置は次の通りとする)。及び位置) いうを設置する

三朝温泉会館

位置 三朝町大字三朝字砂子的地内

会館の経理は三朝町三朝温泉会館特別会前とし、 使用につい

ては別に條例で定

多四條 会館に左の取買を置く

一館長

二支配人

接持員及び管理員)

4條(会館の運営に関する事項を審討するための審計会の設置)。 豁向於風として会館運営審

審許会というを設置する

2、審許会の季買は 本

この條例に定めるもののほか管理運営に必要な事項は別に定める

则

この條例は以布の日から施行する